

議案第99号 小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等により、人事行政の運営の状況について公表事項を追加するとともに、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申立てを審査請求に改正するもの。

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年小松島市条例第6号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の休業に関する状況</p> <p>(5) 職員の分限及び懲戒処分に関する状況</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業に関する状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</p>	<p>追加 改正 改正 改正 改正</p>

<p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p>(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(9) その他市長が必要と認める事項 (公平委員会の報告)</p> <p>第4条 公平委員会は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。 (公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>	<p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) その他市長が必要と認める事項 (公平委員会の報告)</p> <p>第4条 公平委員会は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。 (公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>改正</p> <p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	---	---